

第453回（定例）福崎町議会会議録

平成25年12月6日（金）

午前9時30分開 会

1. 平成25年12月6日、第453回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内 富夫	8番	前川 裕量
2番	木村 いづみ	9番	松岡 秀人
3番	牛尾 雅一	10番	難波 靖通
4番	城谷 英之	11番	小林 博
5番	富田 昭市	12番	高井 國年
6番	北山 孝彦	13番	釜坂 道弘
7番	石野 光市	14番	志水 正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田 正義	副 町 長	橋本 省三
教 育 長	高寄 十郎	技 監	西川 尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾 敏博	総 務 課 長	尾崎 吉晴
企画財政課長	福永 聡	税 務 課 長	中塚 保彦
会計管理者	高松 伸一	地域振興課長	近藤 博之
住民生活課長	松岡 英二	農林振興課長	井上 茂樹
まちづくり課長	豊國 明仁	上下水道課長	長澤 茂弘
社会教育課長	山下 健介	学校教育課長	山本 欽也

1. 議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第12号 第24期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
第 5	報告第13号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6	議案第69号 人権擁護委員の推薦について
第 7	議案第70号 人権擁護委員の推薦について
第 8	議案第71号 教育委員会委員の任命について
第 9	議案第72号 教育委員会委員の任命について
第10	議案第73号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第11	議案第74号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第75号 福崎町地域の元気臨時交付金条例の制定について

- 第 1 3 議案第 7 6 号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 7 号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 7 8 号 税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 7 9 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 8 0 号 福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 1 8 議案第 8 1 号 福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 8 2 号 福崎町幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 8 3 号 福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 8 4 号 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 8 5 号 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 8 6 号 福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 8 7 号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 8 8 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 7 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 8 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 9 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 0 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 1 議案第 9 4 号 平成 2 5 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 2 議案第 9 5 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 3 議案第 9 6 号 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 4 議案第 9 7 号 工事請負契約について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その 2））
- 第 3 5 議案第 9 8 号 工事請負契約の変更について（農業集落排水事業機能強化工事）
- 第 3 6 議案第 9 9 号 工事請負契約の変更について（八反田東地区下水道面整備工事（第 2 工区））
- 第 3 7 議案第 1 0 0 号 工事請負契約の変更について（（仮称）八千種幼稚園建設工事）
- 第 3 8 請願第 1 号 T P P 交渉からの撤退を要求する請願

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 2 号 第 2 4 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 1 3 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 議案第 6 9 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 7 議案第 7 0 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 8 議案第 7 1 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 7 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 1 0 議案第 7 3 号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 7 4 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 5 号 福崎町地域の元気臨時交付金条例の制定について
- 第 1 3 議案第 7 6 号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 7 7 号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 7 8 号 税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 7 9 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 7 議案第 8 0 号 福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 1 8 議案第 8 1 号 福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 8 2 号 福崎町幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 8 3 号 福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 8 4 号 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 8 5 号 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 8 6 号 福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 8 7 号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 8 8 号 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 8 9 号 平成 2 5 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 7 議案第 9 0 号 平成 2 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 8 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 9 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 0 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 1 議案第 9 4 号 平成 2 5 年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 2 議案第 9 5 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 3 議案第 9 6 号 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

- 第 3 4 議案第 9 7 号 工事請負契約について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事
（その 2））
- 第 3 5 議案第 9 8 号 工事請負契約の変更について（農業集落排水事業機能強化工事）
- 第 3 6 議案第 9 9 号 工事請負契約の変更について（八反田東地区下水道面整備工事（第 2 工区））
- 第 3 7 議案第 100 号 工事請負契約の変更について（（仮称）八千種幼児園建設工事）
- 第 3 8 請願第 1 号 T P P 交渉からの撤退を要求する請願

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 5 3 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしはや師走に入り、日ごとに寒さを実感する冬の訪れを感じる季節になりました。

議員の皆様方には、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告 2 件、議案第 6 9 号から第 1 0 0 号までの 3 2 件と請願 1 件の、計 3 5 件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、1 4 名でございます。定足数に達しております。

よって、第 4 5 3 回福崎町議会定例会が、成立したことを宣言いたします。

また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただ今から、第 4 5 3 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名をいたします。

4 番、城谷英之議員
1 1 番、小林 博議員
以上の両議員をお願いをいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る 1 1 月 2 9 日、議会運営委員会を開催し、検討をお願いいたしましたところ

ろ、既に皆さんのお手元に配付しておりますとおり、日程表（案）のとおり、本日から12月20日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月20日までの15日間といたします。

日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。
まず、第452回定例会の閉会後から昨日までの議会活動について、事務局から報告をいたします。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

10月1日、上郡町生涯学習支援センターにおいて、兵庫県町議会議長会議員研究会が行われ、議員多数が出席いたしました。

10月18日、神戸メリケンパークオリエンタルホテルにおいて、市町正副議長会研修会が開かれ、議長及び副議長が出席いたしました。

10月25日、大会議室において、第3回株式会社もちむぎ食品センター経営検討委員会が開かれ、各委員が出席いたしました。

11月5日、兵庫県立フラワーセンターにおいて、秋の花と緑を愛でる会が開かれ、議長が出席いたしました。

11月11日、第1委員会室において、福崎駅周辺整備対策特別委員会が開かれ、各委員及び議長が出席いたしました。

11月13日、衆議院議員会館及び参議院議員会館において、議長が地元選出の国会議員に対し、JR福崎駅周辺整備の推進について要望してまいりました。

11月15日、保健センターにおいて、いずみ会による食の実践力アップ講座が開かれ、議員多数が参加いたしました。

11月20日、大会議室において、第4回株式会社もちむぎ食品センター経営検討委員会が開かれ、各委員が出席いたしました。

11月23日、神戸医療福祉大学において、第24回福崎町自然歩道を歩こう大会の開会式が開催され、議長が挨拶を述べてまいりました。

11月30日、兵庫県立加古川医療センターにおいて、兵庫県南部ドクターヘリ就航式が行われ、議長が出席いたしました。

12月5日、市川町議会事務局において、神崎郡町議会議長会議長局長合同会議が開かれ、議長が出席し、中播磨県民局存続要望活動について、打ち合わせをいたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長あてに提出されており、その写しを配付しております。

続いて、橋本副町長からの申し出により行政報告をお願いいたします。

副町長 各課所管事項の行政報告を行わせていただきます。

総務課からは、平成25年度職員採用試験の第2次試験を11月15日に実施しました。一般行政職は5名が受験し、合格1名、補欠合格2名、不合格2名となりました。土木職は1名が受験し、合格となりました。また、保育士、幼稚園

教諭は5名が受験し、合格1名、補欠合格2名、不合格2名となりました。嘱託臨時職員の募集についてであります。町広報誌、区長文書回覧などでお知らせしますが、採用募集受付を平成26年1月7日から1月15日まで行います。なお、試験日は1月24日であります。

主要県道三木穴栗線交通安全交差点改良工事が始まっています。役場におきましては、駐車場の南側が工事区域に含まれ、南西部出入り口が利用できなくなります。役場関連の工事期間は12月5日から来年1月18日までの予定であります。工事車両は役場北側からの出入りとなります。工事期間中ご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

次に、選挙管理事務についてであります。選挙人名簿登録者数は12月1日の基準日現在、男子7,385人、女子8,060人、計1万5,445人となっております。前回の9月期準備より3人の減となっております。

続きまして、企画財政課からは、11月13日に平成26年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示しました。概要は、当町の税収はアベノミクス効果などによる企業業績の回復が期待されますが、依然として不透明です。しかしながら、JR福崎駅周辺整備の推進や、高岡幼稚園の建設など、重点事業を推進し、自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりの4本の柱を軸に、地域の活性化を推進するための体制を整え、積極的に事業を展開していく必要があります。

予算編成に当たっては、第4次総合計画をしっかりと検証し、活力あるまちづくりに取り組むことを基本として、限られた財源の中で最大の事業効果が得られるよう、事業成果を十分検証した上で、制度改革を含めた節減合理化方策を検討するよう指示しています。

第5次総合計画の策定につきましては、11月21日に全戸を対象に住民アンケートを送付しました。また、総合計画策定まちづくり委員会やワーキンググループ会議を開催して、まちづくりの方向性などについて、検討を進めています。

税務課からは、国民健康保険税の納税相談を11月5日から11日までの7日間行いました。対象者は260名、期間中の窓口相談者は42名でした。本年度も昨年度に引き続き、個人住民税の徴収率向上を図るために、県と連携しながら特別徴収を実施していない事業所に対して、普通徴収から特別徴収への切りかえの啓発を行っています。

滞納整理対策委員会においても、11月28日に関係課による合同徴収を行うとともに、町税全般におきましても、年末に向け電話催告、夜間徴収等を行い、滞納額縮減に努めてまいります。

地域振興課からは、自律（立）のまちづくり交付金事業は、地域の皆さんが集まって気軽にふれあえるイベントを各自治会で開催されています。この事業の趣旨でもある地域コミュニティのあり方が認識されつつあると感じられるところで

第40回福崎秋まつりは、11月2日、3日に開催いたしました。1日目は商工会を中心とした産業祭のほか、戦場カメラマン渡部陽一氏による文化講演会など、2日目は公民館クラブ活動発表会や、食育関係団体による秘密のごちそうコーナーなどを実施し、たくさんの人出でにぎわいました。

観光協会では、来年の大河ドラマ「軍師官兵衛」にちなんだ講演会と春日山ハイキングを9月29日に、銀の馬車道リレーイベント、神前山ハイキングを10月19日に、いずれも兵庫県の支援を受けて実施しました。

本町の特産品もち麦のPRでは、10月19日及び20日に明石公園で開催さ

れた兵庫県民農林漁業祭に、11月23日、24日には姫路大手前公園で開催された姫路食博に出向きました。

住民生活課からは、消防団非常呼集訓練を11月3日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。12月26日から12月30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初め式を来年1月12日に田原小学校で開催します。

11月5日、6日に、公共施設及び各自治会等に葉ボタンの配布を行いました。87の施設、団体に約6,800本を配布しました。

第24回自然歩道を歩こう大会を11月23日に西コースで実施し、天候にも恵まれ、町内外から1,166人の参加がありました。

12月1日から12月10日まで年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。

健康福祉課からは、巡回バスサルビア号については、まちなか便と郊外便の2台による運行を行っておりますが、郊外便の利用がしづらいとの要望を受けて、予約型から定時定路線型への運行方法の見直しを行っております。

福崎秋まつりには、食育イベントを開催し、昨年引き続き秘密のごちそうコーナーを行い、多くの方に郷土の食を楽しんでいただきました。また、楽しく食と接してもらうため、小学生に読み札を考えてもらい、福崎食育かるたを作成し、食育ジャンボかるた大会を開催しました。

介護保険事業では、第6期介護保険事業計画策定に向けて、65歳以上の方全員を対象としたアンケート調査を来年1月に実施します。

11月30日に町ぐるみ健診未受診者を対象に、特定健康診査とがん検診を実施し、特定健診は人間ドックも合わせて1,306人が受診され、受診率は38%となりました。

農林振興課からは、8月23日から10月25日までの豪雨及び台風による農林業被害が農地5カ所、農業用施設15カ所、林業関係4カ所の、合計24カ所に発生いたしました。暫定法による国庫補助認定を受けた農地農業用施設2カ所について、早期復旧を進めてまいります。国庫補助に該当しなかったその他の箇所については、町単独補助事業での対応を検討しています。

毎年11月23日に皇居で行われる新嘗祭に際し、10月24日皇居で新嘗祭献穀受納式が行われ、平成25年度兵庫県代表として、城谷章さんが精米を献納されました。

12月1日、第11回銀の馬車道ため池ウォーキングは、JA兵庫西福崎ライスセンターを会場に開催され、約130名がため池百選の西光寺野ため池群や近代化産業遺産の西光寺野疏水などをめぐる約8キロメートルのコースを歩きました。

福崎町の特産品として幸せを呼ぶ黄色い実として注目されているツノナスの愛称が「ツノっちー」に決まりました。ぜひ皆さんも愛きょうたっぷりのツノっちーを飾って、幸せを呼び込んでいただきたいと思います。と思っております。

まちづくり課からは、JR福崎駅周辺整備は兵庫県から10月1日の県議会の場で、来年度から福崎町の駅前整備に合わせ、県道甘地福崎線の拡幅整備を一体的に進めていくとの表明があり、ようやく県と町の足並みが揃いました。

また、11月21日に地元説明会を開催の上、地形測量を実施しているところであり、今後県とも調整しながら道路詳細設計を実施し、今年度中に町議会や町民に整備計画をお示ししたいと考えています。

都市計画道路網の見直しは、現在、将来交通量の推計作業を進めており、今後

将来交通量やまちづくりの方向性を踏まえつつ、将来の道路ネットワークのあり方について検討し、存続路線、廃止路線の見極めを行ってまいります。

上下水道課からは、下水道部門では、福崎浄化センターへの汚水流入量は整備面積の拡大と接続件数の増に伴い増加しており、10月の1日平均流入量は3,375立米に達しています。また、供用開始後8年が経過し、昨年度から施設内使用機器類の年次整備計画を立て、改修を実施しています。本年度は微細目スクリーンや膜分離制御盤等の整備を行い、施設の適正な維持管理や公共水域の水質の安定に努めてまいります。

下水道面整備事業では、八反田東地区（第2工区）及び上中島地区の工事に着手しています。また、西光寺地区舗装本復旧工事の入札も行いました。

農業集落排水事業機能強化工事も進めております。これらにつきましては、今議会に契約等の議案を提出しているところであります。

雨水幹線整備事業では、川端雨水幹線工事や川すそ雨水幹線の用地測量に着手しています。

水道部門につきましては、下水道面整備に合わせ、八反田東地区や上中島地区で工事を行っております。

耐震化事業では、井ノ口水管橋上部工の入札を行い、工事に着手し、福田水源地高度処理や山崎配水池拡張工事の入札の準備を進めているところです。

学校教育課からは、（仮称）八千種幼稚園建設工事は、柱の鉄筋を組み立てたところで、11月末の工事進捗率は40%です。

教育委員会事務事業点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成24年度分の教育委員会事務事業点検評価を行いました。点検評価に当たっては、学識経験者4名の意見を求めて、事務事業点検評価報告書を作成しました。報告書は教育委員会のホームページに公表するとともに、教育行政の充実向上につなげていきます。

児童・生徒の英語力を高めるとともに、国際理解を深めるために、第9回イングリッシュフェスティバルを11月3日にエルデホールで開催しました。今年度は各小・中学校の児童・生徒、役場職員の発表などに加えて、英語クラブや新任のALTなどのパフォーマンスを披露しました。

中学生の活躍については、福崎東中学校3年生、安達さくらさんが書いた人権作文が兵庫県の最優秀賞を受賞しました。

社会教育課からは、今年度創設の柳田國男ふるさと賞に、町内の各小・中学生から多くの作品が応募されました。その中から選ばれた作品を福崎子どもふるさと展として、10月26日から11月24日まで、柳田國男・松岡家記念館で展示しました。また、期間中の11月10日に、昨年、日本民俗学会研究奨励賞で福崎町賞を送った渡部鮎美さんを講師にお迎えし、「柳田國男と農村の幸せ」と題し、講演会を開催いたしました。

老人大学祭は、11月23日、24日に文化センターで実施しました。各部の展示と記念講演が行われました。

人権フェスティバルをあす12月7日、エルデホールで開催いたします。ことしは神崎郡民主化推進連絡協議会と共催で講師に盲目のチャレンジャー立木早絵さんをお招きし、「さらなる一步を踏み出そう！」と題し、講演会を実施いたします。

第6回吉識雅夫科学賞福崎子ども科学展を、あす12月7日から22日まで町立図書館で開催します。

平成25年度成人式を、来年1月13日、成人の日にエルデホールで実施しま

す。現在、成人式に向け実行委員会で運営等について協議をしています。

以上で、各課所管事項報告といたします。

議 長 次は、議案の上程及び議案の説明であります。

これより、報告第12号、第24期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、請願第1号、T P P交渉からの撤退を要求する請願までの35件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長からの提案内容の説明をお願いいたします。

町 長 おはようございます。

第453回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

安倍内閣が誕生して1年になろうとしています。この内閣の主張は大きく二つあると思います。

一つは景気回復による経済再建であり、もう一つは美しい日本を取り戻すことでもあります。

経済再建のために、三つの矢が放たれました。その一つが金融緩和の矢であります。この効果によって円安が進み、輸出産業は大変忙しくなっています。株価が上昇し、金融機関や一部の人々は大きくもうけております。宝石や高級時計がよく買われ、物価を押し上げています。

第2の矢は財政出動の矢で、大型公共事業が国や自治体で活発化しております。議案第89号、一般会計補正予算はその影響を受けています。

第3の矢は成長戦略の矢で、企業活動への規制を大幅に緩和するなどして、企業活動の活発化を目指しています。

1年を迎えようとする時点で、各新聞社等が調査結果を発表しています。時事通信の10月の世論調査では、景気回復が実感できないとする数字は76%となっており、半年前の68%から大きく増えています。経済指標の一つであるGDP（国内生産）の数字は、1月から3月までは4.3%、4月から6月が3.8%、7月から9月が1.9%と下がってきています。その内容を見ると、辛うじて全体のGDPがプラスになったのは、増税前の住宅の駆け込み需要と公共投資の補強効果だけです。一時的なカンフル剤が効いているが、長続きするかを疑問視する有識者も多いわけでありまして。

一番の問題は、働く人の賃金が16カ月連続マイナスとなっていることでもあります。私たち町職員も、災害支援のためとあって、平均して7%カットを行っています。福崎町議会委員会でも、工業団地に関する協議案件が増加しているのはうれしいことではありますが、これも来年4月の消費税引き上げ前の駆け込み的な面もあり、4月以降を考えると心配な面もあります。

いずれにしても、経済面における安倍内閣の評価は、来年4月以降の動きを見ないと何とも言えないとされています。

第2の柱は美しい日本を取り戻すことでもあります。この面については、第1次安倍内閣の教訓から、国民に対しても国会に対しても慎重に取り扱っておられるように思います。しかし、1年たってみますと、T P P、秘密保護法、原発推進、憲法改正と、どの面においても大変強い姿勢が見られるようになってまいりました。私には、戦争のできる国にしようという危険な道のように思えてなりません。

さて、今議会には、報告2件と議案32件を提出しております。報告第12号は、第24期株式会社もちむぎ食品センターの決算報告であります。4月8日、NHK総合テレビの情報番組「ゆうどきネットワーク」の中で、「あすからできる生活向上委員会、もっちりもち麦で脱メタボ」と題して、約20分間もち麦の

特集が放映されました。番組では最近の研究で、1、大麦の一種であるもち麦には内臓脂肪やコレステロールを減少させて、メタボリックシンドロームを改善する効果があることがわかってきたこと、第2番目に、糖尿病の予防や腸内環境を整える効果があることもわかってきたことが紹介されました。また、もち麦の健康パワーや、家庭で手軽につくれるもち麦の料理が紹介されました。

こうした効果もあって、第22、23期は赤字でしたが、24期では営業利益約720万円を計上することができました。議会でのチェックや町民の皆さんのご支援にお礼を申し上げます。この効果を一過性のものにせず、持続させる努力をしていかなければなりません。

来年4月から消費税が5%から8%へと3%引き上げられます。私自身は消費税は不公平税制で所得の低い人ほど負担率が大きくなるので、導入しないほうがよいと考えています。しかし、国会で決定したので受け入れざるを得ません。今議会では、上下水道、工業用水道会計の使用料等の改正を提案いたしております。

10月には特別職報酬等審議会を開催し、答申をいただきました。議員、町長等は現行どおりであります。農業委員、監査委員等は増額となっており、関係する議案を提案しております。

それぞれの議案に対する、より詳しい説明は、副町長、各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願いをいたします。

さらに、町は来年度の予算編成、第5次総合計画の策定を今真剣な取り組みを行っているところであります。この面においても、この議会で多面的なご意見をお聞かせくださいますよう、お願いを申し上げ、挨拶いたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 報告第12号 第24期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

日程第5 報告第13号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第4、報告第12号、第24期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、及び日程第5、報告第13号、議会の委任による専決処分の報告について、これは損害賠償の額を定め和解する報告であります。

これらを一括議題といたします。

担当課長に、両案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第12号、第24期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、本町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3、第2項の規定によりまして、その決算及び事業計画について、報告をさせていただくものです。

まず、1ページ、2ページの事業報告書で概要を申し上げます。

今期は4月にNHKテレビの全国放送でもち麦特集が放映された反響で、通信販売と販売店で大きく売上を伸ばしました。特に通信販売では放送終了後からもち麦精麦の電話とインターネットによる注文が殺到し、4月の注文件数は前年の約20倍となりました。今期の売上高は約1億6,900万円で、前期比約2,000万円増と大幅に伸びたことと、今期途中からこれまで会社が負担していた

経費のうち、公共性等が認められる経費について、福崎町が負担したこともあり、営業利益は約720万円を計上いたしました。

一方では、NHK放映の反響で、もち麦精麦が大量に売れたことから、もち麦原麦の期末在庫が約7トンとなったため、8月後半からはもち麦精麦の販売量を制限している状況でございます。

今期の全体及び部門ごとの状況であります。総売上高は1億6,904万8,252円で、第24期実施計画の1億5,300万円を1,604万8,252円上回りました。部門ごとでは、販売店部門は売上高5,641万3,014円で前期比107.3%、今期はNHK効果によってもち麦精麦が好調であったことや、関東の販売店が健闘したことから、売上増につながったものの、前期同様中元、歳暮を中心とする贈答品は伸びず、苦戦をいたしました。

売店部門は売上高4,201万589円で、前期比102.71%、もち麦商品に特化した店づくりや月ごとの販売促進企画、出前販売等により売上高としては微増となりました。

通販部門は売上高2,598万5,081円で、前期比207.5%、今期は2月の特別企画ダイレクトメールと4月のNHKによるもち麦特集の放映によって、大幅に売上を伸ばしました。

レストラン部門は、売上高4,463万9,568円で、前期比105.87%、もちむぎの館でのイベント強化や法事用仕出し、季節御膳の取り組みなどによって、売上を確保することができました。

麺製造部門では兵庫県の支援を受けて、金属異物混入対策として、金属探知機を購入するとともに、製麺室の環境改善と麺製造の効率化を図るために、業務用加湿器を導入いたしました。

以上が事業報告の概要でございます。

次に、決算報告をいたします。損益計算書から説明いたしますので、6ページをお開き願います。

売上高は1億6,904万8,252円、売上原価は期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から、期末棚卸高を差し引いて、1億3,138万7,168円で、売上総利益は3,766万1,080円となり、前期と比較いたしますと、約800万円の増となりました。

一方、販売費及び一般管理費は広告宣伝費から給与販売手数料など、合計3,041万7,534円で、営業利益は724万3,550円を計上し、前期と比較いたしますと約1,200万円の増と大幅に改善をいたしました。

次の7ページでございますが、営業外損益の部でございます。営業外収益は普通預金利息、金融機関への出資配当金、雑収入は兵庫県や営農対策推進協議会からの金属探知機購入補助金100万円、町からの景観形成事業補助金など、合計で150万7,219円で、経常利益は875万769円となりました。法人税等充当金を差し引いた当期利益は856万5,787円で、繰越損失を補填することにより、当期末処理損失は1億374万7,089円となりました。

8ページをお開きください。製造原価報告書でございます。材料費は期首原材料棚卸高、原材料並びに補助材料の仕入高から、期末原材料棚卸高を差し引いて、3,485万1,960円、労務費はレストラン、売店、麺工場、配送等に係る人件費で、4,047万939円、外注加工費は素麺、即席麺、カステラ、冷凍麺などに係るもので、1,218万8,828円、製造経費は水道光熱費や宅配便運賃、商品仕入代などで2,610万7,843円、総製造費用並びに当期製品製造原価は1億1,361万9,570円となりました。

前期と比較いたしますと、材料費では268万円の増、労務費は社員の配置がえもあり122万円の増、外注加工費につきましては、素麺の減少もございまして、588万円の減、製造経費はダイレクトメール用資材や通販件数の増に伴う運賃が増加したことによりまして、520万円の増となりました。当期製品製造原価は、全体で322万円増加をした結果となっております。

次の9ページは損失金処理計算書でございます。当期末処理損失1億374万7,089円に対して、補填すべき積立金等はございませんので、その全額を次期繰越損失としております。

次に4ページにお戻りください。貸借対照表でございます。まず資産の部、流動資産は現金及び預金から立替金まで合わせまして4,991万3,394円、固定資産は建物、機械装置、工具・器具・備品の有形固定資産並びに電話加入権、金融機関への出資金、販売店への差入保証金で、322万7,670円、資産の部合計は5,314万1,060円となり、前期比1,150万円増加しております。

前期比の増減内訳としましては、現金及び預金が1,700万円増加しておりますが、素麺等の製品が420万円減少、またもち麦原麦など原材料が600万円減少をしております。

5ページは負債の部でございます。負債の部では流動負債が買掛金から法人税等充当金までの1,288万8,153円、固定負債は町からの借入金1億1,400万円で、負債の部合計は1億2,688万8,153円となっております。

資本の部は資本金が3,000万円、利益剰余金は当期末処理損失が1億374万7,089円でありますので、資本の部合計ではマイナス7,374万7,089円、負債及び資本の部の合計は5,314万1,064円という状況でございます。

次に監査報告でございます。10ページから12ページになります。内容につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思いますが、監査意見といたしまして、11ページ、2点目で営業利益、経常利益が大きく出たことについては、NHK効果による売上増だけでなく、町からの補助金や町負担の見直しにより当社負担が、負担経費が軽減されたことも大きいということ、それから3点目、その他では、町からの借入金返済について触れられておりますが、今期800万円以上の利益を生み出したことからすれば、第25期で600万円を返済すべきであるが、もち麦の原麦在庫が少なくなっている状況で、平成26年産もち麦が利用できる平成26年7月までの間、すなわち第25期と第26期前半は、もち麦精麦による売上が下がるを得ないことを考慮すると、平成26年1月に契約どおり600万円を返済することは会社経営上リスクがあると思慮するとの意見を述べられております。

この無利子貸付に対する返済につきましては、昨年度の本議会で厳しいご意見をいただきましたが、1年間の返済猶予をいただいた中で有識者等による経営検討委員会を立ち上げて、経営改善方策を検討し、第24期の決算状況を見た上で今後の返済計画を検討していきたいという答弁を申し上げました。

株式会社もちむぎ食品センター経営検討委員会の資料並びに会議録につきましては、事務局に備えつけをさせていただいておりますが、現時点での検討内容について、簡単に申し上げます。

今後の経営課題、経営方針の検討の中におきましては、会社の置かれている状況、また赤字が続いてきたということで、社員の意欲が低下しているとの指摘がございました。この件に関しましては、会社の存在意義や経営理念をしっかりと

つくって、会社の底辺まで浸透させ、社員の士気高揚を図っていくべきであるといった意見がございました。

各部門に対する主な提案といたしましては、レストラン・ホールでは、年間販売点数が少ない品目を整理し、厨房の効率化を図る。売店では運営効率がよい商品の配置、魅力的な陳列方法を工夫する。通販部門ではフェイスブック等を積極的に活用して情報を発信する。外販部門では配置人員に制約があることから、販売量が少ない商品を整理、削減し、業務の効率化を図る。組織及び従業員の待遇改善では、正社員からパートへの転換を図ることと、財務状況を勘案した上で給与体系の見直しなど、待遇の改善を図るといったような内容が検討をされております。

これらと合わせまして、会計事務所の協力を得て、直近3期の実績から今後5期の損益、キャッシュフローのシミュレーションを行いました。前提条件といたしまして、売上高を1億5,500万円と設定した上で、直近3期の平均的な費用から、正社員の退職など特殊要因を除外し、生産設備の更新経費は見込まないことといたしました。

委員会としての見解は、1億5,500万円の売上が達成できれば、黒字は確保できるシミュレーションとなっているものの、老朽化した麺製造設備の更新や、原麦の適正在庫を確保するための資金も必要であること、さらに安定的な会社経営の継続には運転資金にも余裕が必要であることを勘案すると、600万円の返済は極めて困難であるとのこととございます。

続きまして、第25期の実施計画について、ご説明を申し上げます。14ページでございます。まず第25期につきましては、9月から3月の7カ月の決算期としております。これは福崎町が総務省に報告をしております新地方公会計制度による財務諸表において、株式会社もちむぎ食品センターが連結決算の対象となっている関係から、24期までの8月決算のままでは3月に仮決算を作成して町に報告し、8月で本決算をする必要があるため、この期において3月決算期として26期以降は4月から3月の年間決算としていくものとございます。

第25期の事業計画であります。売上高は8,150万円としております。これは年間売上高を1億5,500万円と設定いたしまして、3月までの計画額を計上しておりますが、その7カ月分でございます。

前期の7カ月と比較いたしますと、24期実績が8,460万7,000円に対しまして、マイナス3.68%となります。これは原麦の在庫量が少ないことから精麦としての売上減を見込まざるを得ないことによるものとございます。この売上高から売上原価、販売費、一般管理費、製造費を見込んだ営業利益がマイナス300万円、営業外収益を見込んだ経常利益といたしましては、マイナス143万8,000円としております。

第25期の販売戦略といたしましては、原麦の在庫量が少ないことから、麺を中心とした加工品の販売強化を図っていくこととして、顧客名簿等の再整理による効果的なダイレクトメールの送付や、兵庫県が取り組んでおります認証食品、兵庫推奨ブランド「五つ星ひょうご」といったブランド力を生かした販路拡大にも取り組んで、収益の確保に努めていくこととしております。

なお、決算に係る詳細資料につきましては、議会事務局に備えておりますので、ご参照ください。

以上、報告第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第13号、議会の委任による専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

この件につきましては、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をするものでございます。

内容につきまして、ご説明を申し上げますので、報告第13号資料も合わせてご覧ください。

事故の発生日は平成25年10月22日午前9時ごろでございます。事故の発生場所は資料に表示をしております福崎町〇〇〇〇〇〇〇、相手方は同所にお住まいの〇〇〇〇氏でございます。事故の概要でございますけれども、相手方住宅の東隣にある町有地、〇〇〇〇〇〇〇を福崎秋まつりの駐車場として使用するためにアルバイト職員が草刈り作業をしていた最中、飛び石が発生をいたしまして、住宅に駐車されていた相手方車両の左側面最後部のガラスを破損させたものでございます。損害賠償額はガラスの取りかえに係る費用7万5,495円でございます。

以上、報告第13号の説明とさせていただきます。

両報告ともよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

日程第 6 議案第69号 人権擁護委員の推薦について

日程第 7 議案第70号 人権擁護委員の推薦について

議 長 日程第6、議案第69号及び日程第7、議案第70号、人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。

副町長に両議案の説明を求めます。

副 町 長 議案第69号、議案第70号について、ご説明申し上げます。

両議案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、町議会の意見を聞いて、町長が法務大臣に対し候補者を推薦しなければならないと規定されています。

なお、委員の任期は3年となっています。

今回、委員3名のうち2名が平成26年3月31日付で任期満了となることから、現委員の松岡宏信氏と大井義雄氏を再推薦するものであります。

それでは、議案第69号の松岡宏信氏の推薦から、経歴書に基づき、ご説明申し上げます。

住所は福崎町西田原1591番地、氏名、松岡宏信、生年月日は昭和16年4月20日生まれ、現在72歳であります。

昭和35年3月に兵庫県立姫路工業大学附属高等学校電気科を卒業され、職歴といたしましては、同年4月に関西電力株式会社姫路支店に入社、平成5年12月に関西電力株式会社姫路支店電路課工事所所長に就任され、平成10年9月に退職されています。同年10月に関電興業株式会社姫路支店に入社、平成15年3月に退職されています。平成17年4月に人権擁護委員に就任され、現在3期目となっております。

続きまして、議案第70号の大井義雄氏の推薦について、経歴書に基づき、ご説明申し上げます。

住所は福崎町山崎833番地1、氏名、大井義雄、生年月日、昭和19年2月1日、現在69歳であります。

昭和37年3月に兵庫県立福崎高等学校を卒業され、同年4月に姫路市役所入所、第二税務事務所に配属、その後総務局、都市局、下水道局に配属され、平成11年7月には下水道局管理部部長に就任、平成16年3月に退職されています。同年4月に財団法人西播磨地域地場産業振興センター専務理事に就任、平成18年3月に同じく退職されまして、同年4月に姫路市管工事業協同組合専務理事に就任、平成21年4月に退職されています。平成20年4月に人権擁護委員に就任され、現在2期目となっております。

以上、松岡氏、大井氏の両氏は、いずれも人権擁護委員として同法の第2条に掲げる使命の遂行にふさわしく、人格識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、必ず使命を全うしていただけるものと確信し、両氏を再推薦するものであります。

なお、議案第69号及び議案第70号資料に、両氏の人権擁護委員としての抱負等をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

日程第 8 議案第71号 教育委員会委員の任命について

日程第 9 議案第72号 教育委員会委員の任命について

議 長 日程第8、議案第71号及び日程第9、議案第72号、教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

副町長に両議案の説明を求めます。

副 町 長 議案第71号、議案第72号について、説明申し上げます。

教育委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、議会の同意を得て任命いたします。

教育委員会は5名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は4年であります。

議案第71号は、現教育委員の桑谷祐顕氏が平成25年12月24日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、桑谷氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をご覧ください。

住所は福崎町高岡1912番地、昭和38年3月7日生まれで50歳でございます。

最終学歴は平成5年3月に大正大学大学院博士課程文学研究科天台学専攻を満期修了されています。

職歴は天台宗應聖寺住職を務められるとともに、叡山学院副校長として僧侶や教育者の育成のために重責を担って教鞭をとっておられます。

また、伝統文化にも造詣が深く、福崎町文化財審議会委員として、提言や助言をいただいているところであります。

桑谷氏は教育現場の実践や、法を説く経験を生かした幅広い識見と、保護者としての視点で、福崎町教育の充実発展に積極的に取り組んでいただいているところであります。

抱負では、命の大切さを優先すること、人間味あふれる人格形成を目指すこと、徳育の充実化プランの構築などを基本理念として掲げられており、その理念の実現に向けて取り組んでいただけるものと確信しております。

続きまして、議案第72号は、現教育委員の高寄十郎教育長が平成25年12月24日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるもの

であります。

それでは、高寄十郎氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をご覧ください。

住所は福崎町福田747番地2、昭和23年4月27日生まれで現在65歳であります。

最終学歴は昭和46年3月に日本体育大学体育学部を卒業されています。職歴は昭和46年4月に福崎町立福崎中学校教諭を振り出しとして、田原小学校校長として定年退職されるまで、中学校教育に35年間、小学校教育に3年間の長きにわたり、義務教育一筋に情熱を注いで、心身ともに健全な児童・生徒の育成に取り組まれ、教頭5年間、校長12年間は管理職として、職場の人間関係を大切にし、教職員の質の向上に努めるとともに、学校経営の充実・発展に取り組んでこられました。

平成21年12月からは、教育委員に任命され、教育長として、豊富な経験と知識を生かし、福崎町の教育の推進に取り組んでこられました。抱負でも述べられていますように、確かな学力、豊かな心、健やかな体、生きる源である食育をバランスよく修得させるため、学校、家庭、地域が子どもたちの成長にかかわる当事者として、町民全てがかかわる教育を目指し、実践されております。

高寄氏は誠実で人望も厚く、教育の専門家としての知識を備えており、福崎町教育のさらなる充実・発展に取り組んでいただけるものと確信しております。

審議の参考にさせていただくために、議案第71号、第72号資料に、私の抱負等をお示ししておりますので、ご参照していただき、両議案ともご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 提案説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開時刻は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10 議案第73号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第74号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第10、議案第73号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第11、議案第74号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

担当課長に両議案の説明を求めます。

総務課長 議案第73号は、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

去る10月18日と31日の2日間にわたりまして開催されました福崎町特別職報酬等審議会の答申をもとにいたしまして、報酬の額等を見直すもので、平成26年4月1日から施行しようとするものです。

議案第73号資料の1ページ、新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項は費用弁償としての2,000円の支給を廃止するものです。

第4条第2項は旅費に関するものですが、福崎町職員等の旅費条例を準用する旨の表現を見直すものです。この見直しは兵庫県内11町のうち費用弁償を廃止している町が7町になること、また議会議員の費用弁償が既に廃止されていることから、同様の改正を行おうとするものです。

別表第1の改正は、農業委員会については会長報酬を18万6,000円から22万円に、委員報酬を17万6,000円から18万6,000円に、監査委員については、代表を24万5,000円から30万4,000円に、委員を18万6,000円から23万円に改めるものです。この見直しは両委員は県内11町の報酬額の平均に比べても低い水準にあること、また、その職責、役割等を考慮した中で改正を行おうとするものです。

なお、議会議員の報酬、町長、副町長及び教育長の給料については、現行のまま据え置くことが適当であるとの答申でありました。

議案第74号の福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は人事院勧告に基づくもので、55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行い、標準の勤務成績では2号級昇給していたものを、昇給停止とするものです。

議案第74号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は平成26年1月1日から施行するものです。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いたします。

日程第12 議案第75号 福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

議長 日程第12、議案第75号、福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に議案の説明を求めます。

企画財政課長 議案第75号、福崎町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、ご説明を申し上げます。

地域の元気臨時交付金は、平成25年1月11日に決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策の実施に伴う地方負担の軽減を図り、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができるよう交付されるものです。

交付限度額は、平成24年度3月補正に予算計上いたしました一般会計では道路ストック総点検事業、農業集落排水事業会計では農業集落排水施設機能強化事業の国庫補助事業に対する地方負担額を基準に算定されまして、本町には8,672万5,000円が交付されます。

交付金が充当できる事業は、建設地方債の発行対象となる経費を財源とする場合、またはその財源に充てるために基金に積み立てる場合と規定されております。

平成25年度に一般会計に交付される全額を基金に積み立て、平成26年度中に実施計画に計上している事業に充当するため、この基金条例を制定するものです。

それでは、条例案に沿ってご説明を申し上げます。

第1条は設置、第2条は積立ですが、内容は冒頭申し上げたとおりでございます。第3条から第5条につきましては、基金の管理運用等に関する事項を規定しております。

第6条は基金の処分を規定しております。基金を処分することができる場合は、

地域の元気臨時交付金が充当できる事業に限定されますので、この条において地方債を財源とすることが可能な建設事業費の財源に充てる場合に限るとしております。具体的な対象事業としましては、平成25年8月2日の議員全員協議会において、多目的グラウンドへ基金を充当したいとご説明申し上げましたが、グラウンド整備には地方債を当てたほうが財源的に有利でありますので、地方債に交付税算入のない26年度事業であります高岡幼稚園の建設や神積寺南の公衆トイレの整備等に充当を予定しております。

また、地域の元気臨時交付金充当事業として基金に積み立てた場合は、原則として平成26年度までに取り崩すこととされておりますので、附則第2項において、この条例は平成27年3月31日限りこの効力を失うと規定しております。

交付金の概要につきましては、議案第89号、一般会計補正予算の説明資料の2ページにおつけしておりますので、ご参照ください。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第13 議案第76号 福崎町町税条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第77号 町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第78号 税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第16 議案第79号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長 日程第13、議案第76号、福崎町町税条例の一部を改正する条例についてから、日程第16、議案第79号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、一括議題といたします。

担当課長に各議案の説明を求めます。

税務課長 まず、議案第76号、福崎町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、上位法令であります地方税法施行令の一部改正及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、福崎町町税条例の一部を改正し、その内容により、平成28年1月1日、平成28年10月1日、平成29年1月1日から、それぞれ施行するものでございます。

まず、議案第76号資料1ページをご覧ください。

資料1ページには主な改正内容をお示ししております。1点目は住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについてでございます。

年金所得者の納税の便宜や徴収事務の効率化の観点から、個人住民税の特別徴収における徴収税額の取り扱いについて改正がされました。

当該年度の初日の属する年の1月1日以降、引き続き町の区域内に住所を有するものが特別徴収の対象とされておりましたが、税額が変更された場合や賦課期日以降に町の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする改正です。

次に、年金所得に係る仮特別徴収税額の平準化を図るための改正です。現行では前年度の2月分の本徴収額を4月、6月、8月の3回分仮徴収税額として徴収していたものを、改正案では前年度分の年税額の2分の1を4月、6月、8月の3回に分けて仮徴収税額とし、年税額から仮徴収額を差し引いた額を10月、12月、2月の3回で除した額とするものです。

下段の表に具体例が表示されておりますので、ご参照ください。

2点目は金融所得課税一本化における金融証券税制の取り扱いの改正です。

資料右側にその内容が記載されております。上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税に現行源泉分離課税であった特定公社債等の利子及び非課税であった特定公社債等の譲渡所得が、改正後は申告分離課税の対象に追加されたこと、また、租税特別措置法の改正により、株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例の株式等が一般株式等と上場株式等に区分されたことに伴う整備、特定公社債等の損益通算に係る譲渡損失の売越控除等の改正がされました。

資料2ページをご覧ください。資料2ページでは、一部改正における改正条項、改正内容及び現行の内容を記載しております。条例第47条の2関係は、先ほど説明しました公的年金に係る町民税の特別徴収について、賦課期日以降に町の区域外に転出した場合も、特別徴収を継続できることとなった改正です。

条例47条の5関係は年金所得に係る仮特別徴収税額の平準化を図るための税額の算出の改正です。

条例附則第6条関係は、上位法の条項改正による居住用財産の買いかえ等及び特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の地方税法を引用した条項部分の改正です。

条例附則第7条関係は、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、配当所得や譲渡所得を有するときに、寄附金税額控除における特例控除額の特例が設けられた改正です。

附則第16条関係は、従来配当所得に特定公社債の利子が追加されたことによる文言の整備でございます。

資料3ページをご覧ください。条例附則第19条関係は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等に改組したことに伴う、規定の整備等の改正です。

また、条例附則第19条の2以降につきましては、上位法の改正に伴う条例条分の整備及び条項の削除、繰上等が行われたための改正によるものです。

資料4ページから18ページに条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

この条例は平成28年1月1日から施行するもので、ただし、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成28年10月1日から施行とし、附則第7条の4、附則第16条の3及び附則第19条から附則第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第77号、町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は町民税、固定資産税、国民健康保険税の集合徴収についての特例を定めているものです。

議案第77号資料1ページの新旧対照表をご覧ください。条例第5条第2項にある町民税、固定資産税に係る納期前納付に対する報奨金について、平成26年度から廃止するに当たり、その条文を削除する改正で、平成26年4月1日から施行するものです。なお、県下の状況につきましては、平成26年度までにおいて、全ての市町が廃止をしております。

続きまして、議案第78号、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、現在の低金利の状況を踏まえ、個人及び事業者等の負担を軽減する観点から、地方税法の改正による国税の見直しに合わせ、分担金、使用料、手数

料、賦課金等の税外徴収金の延滞金、介護保険料の延滞金及び後期高齢者医療保険料の延滞金等の割合について、それぞれ関係する条例を一括で改正するもので、平成26年1月1日から施行するものです。

なお、町税条例に関する延滞金等の割合の改正は、平成25年5月の臨時議会において条例の改正を行っております。また、国民健康保険税の延滞金等につきましては、町税条例の改正に準ずる規定となっております。

議案第78号資料1ページをご覧ください。町税条例に関する延滞金等の改正と同様に、各年の特例基準割合、これは国内銀行の貸出金利の前々年10月から前年9月における平均金利で告示された割合に1%を加算した割合のことですが、年14.6%の割合にあつては、当該年における特例基準割合に7.3%を加算した割合とし、7.3%の割合にあつては、現在特例で公定歩合プラス4%の4.3%と定めているものを、当該特例基準割合に年1%を加算した割合にするものです。現時点では、国内銀行の貸出金利の前々年10月から前年9月における平均金利がまだ告示されていませんので、具体的な数値は示せませんが、資料の案では表右端に表記のとおり、貸出特定平均金利を1%と見込んでの数値となっており、14.6%が9.3%に、納期限後1カ月以内の延滞金では、特例で4.3%だったのが、3%で算出されることとなります。

資料2ページをご覧ください。第1条関係として、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例の一部改正に関する改正条項、改正内容及び現行の内容を示しています。税外徴収金の延滞金徴収に関する条例第3条で、延滞金の割合表示、期間の算定、徴収金、延滞金の端数処理の改正をしています。

附則第2項で経過措置として、当分の間、地方税法の改正に合わせた延滞金の割合とする条項を追加しています。

福崎町介護保険条例について、第2条関係で改正をしております。介護保険条例第11条で、保険料に関する申告条文の文言の整備、附則第5条で経過措置として当分の間、地方税法の改正に合わせた内容で、延滞金の割合を改正するものです。

資料3ページをご覧ください。資料3ページでは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正を第3条関係として改正しております。後期高齢者医療に関する条例附則第3条で、延滞金の経過措置として、当分の間地方税法の改正に合わせた延滞金の割合に改正をしています。

なお、関係する改正条例は、平成26年1月1日から施行するもので、経過措置として延滞金のうち、平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとするものです。

資料4ページから7ページに一括で改正したそれぞれの条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、議案第79号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましても、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、地方税法施行令及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正し、平成29年1月1日から施行するものでございます。

議案第79号説明資料1ページをご覧ください。条例の一部改正による改正条項、改正内容及び現行の内容をお示ししております。

附則第3項は町税条例の改正と同様、上場株式等に係る配当所得等に係る課税

の特例で、従来の配当所得に特定公社債等の利子所得が追加されたものです。

附則第4項は租税特別措置法の改正により、株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例規定で、株式等が一般株式等と上場株式等に細分化されたことによる文言の整備です。

附則第7項は一般株式等と上場株式等に細分化されたことによる上場株式の譲渡所得に係る課税の特例規定が新たに設けられたものです。

附則第8項以降は旧条例附則の削除に伴う条項の繰り上げ及び次ページでは附則第11項で条約適用配当等に係る保険税の課税の特例で、配当所得を配当所得及び雑所得に改正されたものです。

その他地方税法の改正により、金融所得の課税についての関連する条項の整備を行う改正が行われました。

資料3ページから6ページに、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。この条例は平成29年1月1日から施行するもので、改正後の条例の規定は平成29年度以降の年度分の保険税について適用し、平成28年度分までの保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第76号、議案第77号、議案第78号及び議案第79号の説明とさせていただきます。

各議案とも審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

日程第17 議案第80号 福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議長 日程第17、議案第80号、福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

民生参事に議案の説明を求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第80号、福崎町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、平成25年4月13日に施行されました。その法律に基づき、条例制定するものです。目的は、新型インフルエンザ等がいつどこで発生するかわからないため、あらかじめこの条例を制定し、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小限になることを目的といたします。

それでは、条例の内容について、説明をいたします。まず、第1条は条例の目的、第2条につきましては組織する構成員の責務について規定し、第3条では対策本部の会議を招集することの規定、第4条は対策本部の運営をスムーズに進めるため、部を設置できることを規定しています。第5条は補足で、その他必要な事項は別に定めることと規定です。なお、この条例は公布の日から施行いたします。

また、議案第80号の説明資料として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要及び実施体制を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議を賜り、賛同いただけますよう、お願いいたします。

日程第18 議案第81号 福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第 19 議案第 82 号 福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 18、議案第 81 号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について、及び日程第 19、議案第 82 号、福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

担当課長に両議案の説明を求めます。

学校教育課長 議案第 81 号、議案第 82 号の両議案について、説明申し上げます。

体系的な観点から、議案第 82 号、議案第 81 号の順に説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、議案第 82 号、福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

八千種幼児園の設置に伴い、福崎町幼児園設置条例に八千種幼児園を追加するものです。

議案第 82 号資料をご覧ください。福崎町幼児園設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。第 2 条の表中に八千種幼児園を加え、包括する施設として八千種幼稚園、八千種保育所を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

続きまして、議案第 81 号、福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

八千種保育所が八千種幼児園に包括されるに当たり、定員及び住所となる位置の表記を改正するものです。

議案第 81 号資料をご覧ください。福崎町保育所設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。第 2 条の表中、八千種保育所の定員 90 名とあるのを 70 名とするものです。また、位置を八千種 298 番地 1 とあるものを、八千種 276 番地 2 とするものです。定員については、所管の総務文教常任委員会で報告しました資料をもとに説明をさせていただきます。お手数ですが、既に配付されております平成 25 年 12 月 3 日の総務文教常任委員会調査報告書の資料 9 ページをお開き願います。

八千種保育所の定員設定については、この 9 ページ右側の試算フローにより行いました。平成 21 年度から 25 年度の実績をもとに、平成 26 年度から 29 年度を予測したもので、入園見込み児童数を算定し、定員を設定するという流れです。

フロー図に記載しました表の丸番号は、次 10 ページの各表の丸番号に当たるものです。10 ページをお願いいたします。

表①、八千種小学校区就学前児童数の推移は、平成 21 年度から平成 25 年度の就学前ゼロ歳児から 5 歳児の実績人数です。平均では 119 人となっています。

表②の入所・入園児童数の推移は、八千種地区の保育所及び幼稚園に入所・入園している各年度の児童数を記載しています。平均児童数は 72 人となっています。在宅その他での子育ての平均児童数は 47 人となりました。

表③、年齢別入所率の推移では、八千種保育所と八千種幼稚園への入所・入園した年齢別の入所率を算出しております。全体の平均入所率は 60% でした。

表④は試算フローによる予測として、平成 26 年度から 29 年度までの八千種小学校区の児童数の見込みを算定しております。それぞれの年度のゼロ歳児には、表①で示しました平均値 15 人を設定しております。

表⑤ A では、ゼロ歳児から 5 歳児の平均入所率による八千種幼児園の入園児童数見込みを算出しています。その結果、各年度長時間部の合計は 40 人台となり

ます。なお、5歳児における長時間部と短時間部の割合は、5割ずつとしています。これは地域の特性や来年度の八千種保育所への入所、八千種幼稚園への入園申込状況をもとにしたものです。

表⑤Bでは、長時間部定員を90人とした場合と、80人、70人とした場合の入所割合を年度ごとに示しています。幼稚園となることで、入園児童の割合がふえることも考えられることから、3割程度の余裕を持ち、定員を70人としました。

この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものです。

以上で、議案第81号、82号の説明を終わります。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------------|
| 日程第20 | 議案第83号 | 福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第84号 | 福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第85号 | 福崎町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第86号 | 福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第87号 | 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第25 | 議案第88号 | 福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について |

議 長 日程第20、議案第83号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第25、議案第88号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを、一括議題といたします。

担当課長に各議案の説明を求めます。

上下水道課長 議案第83号、福崎町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第83号資料をご覧ください。今回の条例改正につきましては、消費税の改正に伴い、第6条第2項中使用料に係る消費税率を、100分の105から、100分の108に改め、また、同条の次に第6条の2を加え、使用態様等の変更の届出の義務を新たに定めるものであります。

その内容といたしましては、違法な配管の接続等による使用料逃れが発覚し、大きなトラブルに発展する例が最近問題となり、国の指導に基づき、届出の義務を条例で定めるものであります。なお、使用態様等の変更届につきましては、水道水以外の水を流すようになったときや、水道水以外の水を使用するための設備等の変更が該当いたします。また、附則で施行期日を平成26年4月1日と、また、使用料等の消費税に関する経過措置を設けております。右側に経過措置の内容について、参考として具体的例をお示ししております。

以上で、議案第83号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第84号、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほどの議案第83号と同様の内容であります。第6条第2項中使用料に係る消費税率を100分の105から100分の108に改め、また同条の次に第6条の2を加え、使用態様等の変更の届出を新たに定めるものであります。

議案第84号資料に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、８４号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第８５号、福崎町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、先ほどと同じく、同様の内容であります。

第２０条第１項中、使用料に係る消費税率を１００分の１０５から１００分の１０８に改め、また同条の次に第２０条の２を加え、使用態様等の変更の届出の義務を新たに定めるものであります。

これも議案第８５号資料に新旧対照表を添付をしておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第８５号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８６号、福崎町分担金徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案第８６号資料をご覧ください。今回の条例改正につきましては、消費税の改正によるもので、条例第２条第２項中１００分の１０５を１００分の１０８に改めるものであります。附則、この条例は平成２６年４月１日から施行するものであります。具体的には、水道、工業用水道の加入分担金が対象となります。

以上で、議案第８６号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８７号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案第８７号資料をご覧ください。今回の条例改正につきましては、第２５条中、消費税の改正に伴い改正するもので、１００分の１０５を１００分の１０８に改めます。また、附則で施行期日を平成２６年４月１日と、料金等の消費税に関する経過措置を設けております。右側に経過措置の内容について、参考として、具体例をお示しをしております。この経過措置に従い、６月納付分までは５％の消費税を適用すべく、検針日、確定日になるわけなんです、に注意をしてみたいと思っております。

以上で、議案第８７号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第８８号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第８８号資料をご覧ください。この条例改正につきましても、消費税の改正に伴うものでありまして、第１８条中の改正で、消費税の改正に伴い改正するもので、前回の平成１０年度に改正をいたしました料金単価を消費税導入を前に改め、それに１００分の１０８を乗じた額とするものであります。

附則１項では、施行期日を２６年４月１日に、２項では、経過措置を設けております。右側に経過措置の内容について、参考として具体例をお示しをしております。

工業用水につきましては、検針を毎月行っております。４月検針分につきましては５％の消費税が適用されますが、５月検針からは８％適用になる予定でございます。

以上で、議案第８８号の説明とさせていただきます。

各議案とも、よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

日程第２６ 議案第８９号 平成２５年度福崎町一般会計補正予算（第２号）について

議長 日程第２６、議案第８９号、平成２５年度福崎町一般会計補正予算（第２号）

についてを議題といたします。

担当課長に議案の説明を求めます。

企画財政課長 議案第 89 号について、ご説明申し上げます。

平成 25 年度一般会計補正予算（第 2 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、4 億 1, 780 万円を追加し、補正後の予算総額を 79 億 8, 300 万円とするものです。

主な補正内容は、地方公務員の給与減額措置及び給与、職員給与改定並びに人事異動等による人件費の増減、子ども・子育て支援制度システム導入のための委託料、地域の元気臨時交付金の基金積立、保育所入所園児数の、増加等による保育所費の増額、多目的グラウンド整備費などでございます。

それでは、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第 89 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

- 日程第 27 議案第 90 号 平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 28 議案第 91 号 平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 29 議案第 92 号 平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長 日程第 27、議案第 90 号、平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてから、日程第 29、議案第 92 号、平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。

民生参事に各議案の説明を求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第 90 号、平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、124 万 4, 000 円を減額し、補正後の予算額を 20 億 3, 975 万 6, 000 円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書により、説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第 90 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 91 号、平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明をいたします。

この補正も、議案第 90 号と同様、人件費に係るもので、既定の歳入歳出予算の総額から、35 万 4, 000 円を減額し、補正後の予算額を 2 億 1, 184 万 6, 000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の 3 ページ、4 ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上で、議案第 91 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 92 号、平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、説明をいたします。

この補正につきましても、先ほどの 90 号、91 号と同様、人件費に係るもので、既定の歳入歳出予算の総額から、186 万 8, 000 円を減額し、補正後の予算額を 14 億 1, 453 万 2, 000 円とするものでございます。

詳細につきましては、歳出の3ページ、4ページの事項別明細書をお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、説明を終わります。

議案第90号、91号、92号、3議案ともご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開は13時といたします。

◇

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

- 日程第30 議案第93号 平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第31 議案第94号 平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第32 議案第95号 平成25年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第33 議案第96号 平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第34 議案第97号 工事請負契約について(西光寺地区下水道舗装本復旧工事(その2))
- 日程第35 議案第98号 工事請負契約の変更について(農業集落排水事業機能強化工事)
- 日程第36 議案第99号 工事請負契約の変更について(八反田東地区下水道面整備工事(第2工区))

議 長 日程第30、議案第93号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第36、議案第99号、工事請負契約の変更について(八反田東地区下水道面整備工事(第2工区))を一括議題といたします。

担当課長に各議案の説明を求めます。

上下水道課長 議案第93号、平成25年度福崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。

この補正予算は、第1表では、給与削減措置等による人件費と、公営企業法適用化業務、また、農業集落排水事業の機能強化工事並びに第2表では下水道事業公営企業法適用化事業の債務負担行為を期間は平成26年度から27年度で、限度額を190万円とする補正をお願いするもので、既定の総額に歳入歳出それぞれ807万4,000円を追加し、歳入歳出総額を2億6,347万4,000円とするものであります。

内容につきましては、後ろのページの事項別明細書により、ご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第93号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第94号について、ご説明を申し上げます。

平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。

この補正予算は、第1表では、給与削減措置と人事異動等による人件費と、第2表では下水道事業公営企業法適用化事業の債務負担行為を、期間は平成26年度から27年度で、限度額を680万円とする補正をお願いするもので、既定の総額から歳入歳出それぞれ365万6,000円を減額し、歳入歳出総額を12億1,659万4,000円とするものであります。

内容につきましては、後ろの事項別明細書により、ご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第94号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第95号、平成25年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)のご説明をさせていただきます。

この補正予算は、給与削減措置による人件費と、債務負担行為の補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的支出を159万6,000円減額し、3億2,659万3,000円に、第3条では予算第5条、6条、7条、8条、9条、10条を第6条、7条、8条、9条、10条、11条とし、予算第5条として、債務負担行為を加えます。内容は、浄水施設整備事業では、平成26年度から27年度、限度額は8億2,300万円、排水施設整備事業では、期間は平成26年度で、限度額は1億8,800万円であります。第4条では、予算第9条の職員給与費を159万6,000円減額し、4,935万1,000円にしようとするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第95号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第96号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

この補正予算は、給与削減措置による人件費の補正をお願いするもので、第2条では、予算第3条の収益的支出を40万3,000円減額し、2,179万7,000円に、また第3条では、予算第6条の職員給与費を40万3,000円減額し、833万1,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第96号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第97号のご説明を申し上げます。

この工事は平成25年11月18日に一般競争入札に付し、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第97号資料に、西光寺地区下水道舗装本復旧工事(その2)の資料をお示しをしておりますので、ご覧ください。

1 ページ右側に入札の結果をお示しをしております。

工事名は西光寺地区下水道舗装本復旧工事(その2)でございます。

落札金額は5,890万5,000円で、落札業者は宗和建设株式会社です。

工期は平成26年3月31日までの予定としております。

2 ページをお開きください。工事区域は西光寺と西野々垣内地区内で、工事概要は工事総面積2万4,720平方メートルで、そのうち位置図の斜線でお示しをしております県道西田原姫路線は、切削オーバーレイ工で施工面積は3,549平方メートルで、夜間工事の予定をしております。

その他の町道につきましては、舗装打替工で、施工面積2万1,171平方メートル、これにつきましては昼間の施工であります。また、区画線工の延長は

3, 502メートルであります。

以上で、議案第97号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第98号について、ご説明を申し上げます。

議案第98号資料をご覧ください。農業集落排水事業機能強化工事において、補助対象事業費が2億600万円であり、強化予定工事の中から優先順位等により補助対象事業費に対応した設計書に基づき入札した結果、落札減により契約済み額は1億4,038万5,000円となり、補助対象事業費に対し、6,561万5,000円の補助対象事業予算残が生じております。当初の設計書から除外した強化予定工事の中から再度抽出し、補助対象事業費を満たすための追加工事の変更契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものであります。

主な変更内容につきましては、資料でお示しをしておりますが、今後の管理上の問題から、今回補助対象外の工事の一部施工する必要があるため、変更追加額は7,298万7,600円となります。

資料1 ページ左側には、変更契約のうちマンホールポンプ通信装置及び水位計更新の29カ所のうち、補助対象事業分24カ所については、1カ所のマンホールポンプに受ける個数が2個以上となっております。また、残りの5個につきましては、単独事業となります。この単独事業につきましては、マンホールポンプ1カ所につき1個の受け入れということで、補助対象外の単独事業となります。

単独事業5カ所分に対する事業費は622万9,650円と、この事業を施工するに当たり補助対象事業ではありますが、10カ所の劣化部品を交換することにより、補助対象事業費2億600万円を超える額114万2,950円を合わせた737万2,600円が町単独事業として補正予算でお願いをしております。

資料2 ページには、単独分のマンホールポンプの場所を楕円で囲っておるところの位置図をお示ししております。

資料3 ページには、変更契約に伴う内容を処理場、機具別に数量の増減をお示ししております。変更の概要といたしましては、各処理場水位計の更新11基で630万円、各処理場通信監視装置更新6基で1,800万円、マンホールポンプ通信装置更新29基で1,800万円、マンホールポンプの水位計更新29基で800万円、八千種処理場ばっ気攪拌装置更新1基で340万円、制御盤の改修で800万円、これらの機具類の据付費等により、7,298万7,600円の変更となります。

以上で、議案第98号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第99号について、ご説明申し上げます。

議案第99号の資料をご覧ください。八反田東地区下水道面整備工事（第2工区）において、本工事に先立ち、施工区域において試掘を実施いたしましたところ、土の状態がよくなかったため、土質調査を行った結果、3カ所の調査地点全ての箇所で土質が悪く、埋め戻しに適さない土であることが明らかとなりました。このため、当初は下水道管布設工事における掘削部分の埋め戻しの一部を発生土で行うこととしておりましたが、全て購入再生砕石での埋め戻しへ変更しようとするものが主な内容でございます。

土質調査はCBR試験により実施いたしました。試験の結果が3未満の場合は、埋め戻しに適さない土質と判断し、土の置き換えやセメント安定処理が必要となります。今回の工区では土質調査を行った3カ所ともCBR試験が3未満の

結果となり、その結果につきましては、表の右下の表でお示しをしております。図中実線で示した路線の、全路線ですが、埋め戻しの発生土から購入再生砕石へ変更しようとするものであります。また、播側3号線の中国道の側道であります。公共柵の位置変更に伴う管路延長が4.1メートル、また、中道線の唐々亭入り口において私道申請に伴う管路延長の増が8.1メートル、及び1号マンホールの設置箇所が2カ所、同じく私道申請により、これは県道西田原姫路線、西光寺になるわけですが、申請に伴う工事管路延長が16.8メートルの追加をしております。

加えて、工区南西に位置する住宅地におきまして、当初既設管、既設の排水管を利用する計画ではございましたが、変更により、管路を新設することとし、管路延長が85.7メートル追加となりました。

一方で中道線において公共柵の不用申請に伴い、13.2メートルの路線の減少、ホームセンターコメリの公共柵の位置変更申請に伴い、32.5メートルの減少があり、これらを差し引きして当初に比べ施工延長が69メートルの増となっております。

変更概要を資料右側にお示ししております。当初施工延長1,124メートルが1,193メートルとなり、約290万円の増額、購入砕石の入れ換え数量が1,196立方メートルから2,540立方メートルに変更となり、これには発生土の処分費も絡んでおりますが、約700万円の増額、マンホール2カ所の追加により、約30万円の増額、以上で、合計1,020万9,150円の増額となります。

以上で、議案第99号の説明を終わらせていただきます。

各議案ともご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第37 議案第100号 工事請負契約の変更について（（仮称）八千種幼児園建設工事）

議長 日程第37、議案第100号、工事請負契約の変更について（（仮称）八千種幼児園建設工事）を議題といたします。

担当課長に議案の説明を求めます。

まちづくり課長 議案第100号、工事請負契約の変更（（仮称）八千種幼児園建設工事）について、ご説明申し上げます。

議案第100号資料をご覧ください。既設幼児園の屋根瓦の葺き替えにつきましては、当初契約では屋根瓦の洗浄としておりましたが、洗浄を行ったところ、建設から19年が経過し瓦表面の塗装の劣化、また瓦自体ももろくなっていることから、葺き替えが必要と判断したものでございます。

葺き替え面積396平米で、約639万円の増額であります。また、既設建物外壁及びプールについても、洗浄後に塗装としておりましたが、洗浄を行ったところ外壁において補修が必要なひび割れ101.8メートル、また欠損箇所12平米が判明いたしました。現状のまま放置すると、雨水の浸透、ひび割れの拡大により、建物全体の耐久性が低下するおそれがあるため、外壁ひび割れ部は樹脂注入、また欠損部は樹脂モルタル補修を追加するもので、約93万円の増額でございます。

プールにつきましては、塗装の劣化により塗装の撤去とその後の樹脂モルタル下地補修48平米を追加し、約46万円の増額となります。

合計で777万9,450円の増額となり、変更後の契約金額を1億6,790万4,450円とするものでございます。

以上で、議案第100号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第38 請願第1号 TPP交渉からの撤退を要求する請願

議 長 日程第38、請願第1号、TPP交渉からの撤退を要求する請願を議題といたします。

本案について、請願の紹介議員である石野光市議員に説明を求めます。

石野光市議員 請願第1号、TPP交渉からの撤退を要求する請願についての趣旨説明を行います。

本町議会では平成22年3月の定例会において、TPPの参加に反対する請願を紹介議員として宮内富夫、難波靖通、福永繁一、そして私石野の4名が名を連ね、議員各位の賛同を得て採択し、TPPの参加に反対する意見書を可決し、政府に提出した経緯がございます。平成22年当時、民主党政権の菅内閣のもとで、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加表明が行われ、これに対し多くの地方議会から意見書が提出されたのであります。

2011年（平成23年）10月20日、農水省は省に寄せられたTPPに関する意見書が1,474件になることを明らかにしました。そのうち、「参加すべきでない」が72.6%、「慎重に検討すべき」が22.4%で、95%の地方議会が政府に対して、日本のTPP参加交渉に反対か慎重な立場で判断することを求めているとのことであります。

今年になって、3月15日、安倍首相がTPP交渉への参加を表明し、4月12日にTPP交渉参加に向けた日米協議に合意したことを受けて、なおTPP参加に反対する意見書が再度議決されている地方議会があらわれているようであります。

さらに、7月23日、米国政府と米国議会の協議と承認手続を経て、日本政府として会合地マレーシアのコタキナバルでの交渉会合に参加したとのことであります。こうしたことを受け、最近の例として、ことし9月20日福島県浪江町議会で可決のTPP交渉に関する意見書では、国民への十分な情報の開示を求めるとともに、農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退することなどとする内容でまとめられています。また、同じくことし10月15日、高知県議会では、全会一致で環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉に対する決議が可決され、さらに重要5品目の聖域すら守れないTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加から撤退することを求める意見書も可決されたという報道もされています。

米、甘味資源作物、小麦・大麦、乳製品、牛肉・豚肉の農産物重要5品目、あるいは5項目、細目計この5項目で586品目、これがいわゆる聖域という呼び名で関税撤廃に応じないとする従来の政府の厳命から逸脱し、関係国からの要求により、今自民党TPP対策委員長の発言で、5項目の中から関税撤廃する品目の検討作業に着手していることが明らかとなっております。

そもそも、TPPは例外なき関税撤廃が原則で、例外を認めても10年ないし20年の経過措置を経て、いずれ関税ゼロになるというものです。TPPは関税、非関税障壁の撤廃が大前提で、食糧需給の確保や食の安全性の問題、今後診療や医療への株式会社の参入、医療制度への影響、また地方自治体を含む公

共事業の地元企業を優先する取り組みも存続できなくなる。さらに、I S D 条項により、地場産業や雇用、福祉を守る制度等を法や条例等で定めることが制約されると、枚挙にいとまのない弊害を伴うものであります。

本請願の文面を朗読させていただきます。

請願趣旨、政府は7月にT P P 交渉に参加しました。T P P は農林漁業、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、I S D 条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいます。

こうした不安や懸念が払拭されないまま、交渉に参加したことは重大です。これまで44道府県や全市町村の8割余に及ぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきました。国論を二分した世論状況にあり、総選挙での与党の公約に照らしても、交渉参加は到底理解されるものではありません。政府はこれまで再三にわたって国益を守るとし、与党は農産品5品目の関税撤廃の除外を決議していますが、政府の交渉方針は明確でなく、守れる保障は全くありません。さらに政府は情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきたが、交渉に参加するに当たって結んだ保秘契約を盾に情報の公開を拒否しています。

このまま推移するなら、国民は交渉の内容や経過を知ることなく、結論だけを押つけられる危険性があり、到底容認できるものではありません。衆参の農水委員会は農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は、交渉からの解脱することを明記した決議を上げ、自民党も衆議院選挙で同様の公約を打ち出して選挙を戦いました。このように、国民的議論の不十分さに加えて、国益を守れる保障がなく、情報すら公開できないT P P 交渉は撤退する以外ありません。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目1、T P P 交渉の内容を国民に開示すること

2、T P P 交渉から撤退すること

議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、9日月曜日は議案調査のため休会といたします。

次の本会議は12月10日火曜日、午前9時30分から再開をいたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後1時35分

議長 お知らせいたします。13時45分から全員協議会を開催しますので、議員の皆様は第1委員会室にご参集ください。よろしくお願いいたします。